

計画作成年度	平成22年度
計画主体	大崎上島町

大崎上島町鳥獣被害防止計画

(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置
に関する法律第4条の規定に基づく被害防止計画)

<連絡先>

担当部署名	大崎上島町役場農林水産課農林水産係
所在地	広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1
電話番号	0846-65-3123
FAX番号	0846-65-3198
メールアドレス	nosui01@town.osakikamijima.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、シカ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	広島県大崎上島町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹（みかん、中晩柑、柿等）	1,140 a 10,000千円
	野菜（スイカ、白菜等）	50 a 800千円
タヌキ	イモ類	50 a 200千円
シカ	イモ類	10 a 50千円

(2) 被害の傾向

本町において、昭和60年頃よりイノシシによる被害が発生するようになり、被害は年を追うごとに増加し、本町の主要農産物である柑橘に及ぼす被害は甚大となっている。被害の内容は、収穫直前の柑橘を食い荒らされるのは勿論、段々畑を踏み荒らすことにより、園地の構造自体を破壊され、耕作が不可能となる園地も出てきている状況にあり、耕作者の耕作意欲を喪失させることにもつながっている。また、野菜類に及ぼす被害も拡大している。被害地域は島内全域に及んでおり、最近では農地以外の民家周辺の家庭菜園にも被害が拡大している。タヌキは約10年前から、シカは約3年前から野菜、イモを中心に被害が出ている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成21年度）	目標値（平成25年度）
イノシシ被害	1,190a 10,800千円	500a 5,000千円
タヌキ被害	50a 200千円	20a 100千円
シカ被害	10a 50千円	5a 20千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のわな免許取得者が行う箱わな及びくくりわなによる捕獲を毎年4月～3月の期間で実施（11/15～2/28の猟期は除く）。イノシシに7,000円、タヌキに3,500円の捕獲報奨金を支出。 ・猟友会の有害鳥獣駆除班による銃砲及びわなによる駆除 	<p>町内のわな免許取得者が高齢化しており、狩猟者が年々減少している状況にあるので、新たな狩猟者の育成対策を講じる必要がある。</p> <p>駆除については、駆除範囲が拡大する中、駆除班も精力的に活動しているが、現在の状況は、活動の許容範囲を上回っているものと思われる。駆除班の負担を軽減する為の措置が必要となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣被害防止事業により、防護柵の設置経費の1/2を補助している。 	<p>本町の防護柵の整備は、個別柵が多く、地域全体で集団的に取り組むことが必要となっている。</p> <p>また、既設の老朽化した柵の更新も必要な状況となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>本町においては、捕獲・駆除、防護の両面から被害防止対策をとってきたが、イノシシを中心とする被害は、減少してはいるものの被害区域は拡大傾向にある。被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に出没する個体の捕獲、集落環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要がある。わなについては、猟友会による捕獲は勿論のこと、わな免許の取得者を育成し、捕獲の担い手を増やしていく取り組みを進める。駆除については、駆除班による一斉駆除を強化することにより、捕獲頭数の増に努めるものとする。</p> <p>国事業を活用して、ソフト事業として、箱わなの購入、ハード事業として、防護柵設置事業を実施する予定である。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大崎上島町有害鳥獣駆除対策協議会駆除班（24名）により実施する。 駆除班を核に、鳥獣被害対策実施隊設置を検討する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ タヌキ シカ	<ul style="list-style-type: none">・国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、箱わなの購入、防護柵設置事業を実施する。捕獲体制を強化することにより、捕獲頭数の増を目指す。・町の補助事業である有害鳥獣被害防止事業により、防護柵、箱わな、くくりわなの設置に係る資材購入経費を補助し被害防止に努める。・鳥獣被害対策実施隊設置を検討する。
24年度	同上	同上
25年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
広島県鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施する。	
・イノシシ	近年、捕獲頭数に大きな変動はないが、出没範囲は拡大の一途をたどっており、個体数も大きな変化はないと考えられる。このため、この間の捕獲頭数にこれからの捕獲強化分を勘案し、450頭を計画数とする。
・タヌキ	近年の捕獲頭数を勘案し20頭を計画数とする。
・シカ	過去の捕獲の実績はないが、個体数は増加する可能性が高いので、2頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	450	450	450
タヌキ	20	20	20
シカ	2	2	2

捕獲等の取組内容
有害鳥獣の捕獲については、4月から3月末まで（11/15～2/28の猟期期間中は除く）のわな免許取得者による箱わな及びくくりわなの捕獲、駆除班による銃砲及びわなによる駆除の両面で行うこととする。また、駆除班においては、狩猟期間前の9月から10月の期間で一斉駆除の体制をとり、捕獲強化に取り組むこととする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	無し（既に委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ タヌキ シカ	防護柵 700m 受益面積 3ha	防護柵 700m 受益面積 3ha	防護柵 700m 受益面積 3ha

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ タヌキ シカ	大崎上島町全域において、侵入防護柵の管理・点検を徹底して行うとともに、放任園地の洗い出しを行う。
24年度	イノシシ タヌキ シカ	大崎上島町全域において、侵入防護柵の管理・点検を徹底して行うとともに、放任園地への対策を検討する。
25年度	イノシシ タヌキ シカ	大崎上島町全域において、侵入防護柵の管理・点検を徹底して行うとともに、放任園地の除去対策を講じる。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大崎上島町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
大崎上島町役場農林水産課	協議会の運営・連絡調整
J A 広島ゆたか農業協同組合	農作物野生鳥獣被害対策の助言
大崎上島漁業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導
大崎内浦漁業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導
大崎上島町猟友会	捕獲の実施
鳥獣保護員	鳥獣被害防止に関する助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県西部農林水産事務所林務第一課 広島県西部農業技術指導所	鳥獣被害防止に関する助言・指導 情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

既存の体制（猟友会による駆除班）により捕獲を継続し、関係機関等と連携を図りながら、駆除班を核にした実施隊設置を検討する。 捕獲の実施 ・大崎上島町有害鳥獣駆除対策協議会駆除班

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大崎上島町有害鳥獣駆除対策協議会駆除班が中心となり、対策を推進していくが、農業関係の各種団体等においても積極的な参加を促し、町全体での取り組みを進めていく。
--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設を基本とする。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減の為には、防護・捕獲・地域の環境整備の三本柱を基本とした対策が重要であり、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。
--